

【地域活性化雇用創造プロジェクト事業】
オホーツク地域人材確保推進事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託業務名

オホーツク地域人材確保推進事業委託業務

2 委託業務の目的

人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が懸念される中、オホーツク地域においては、札幌圏など都市部への若年者の流出が多く見られ、地域における人材の確保や定着促進は、事業者にとって重要な課題。

こうした状況を踏まえ、地域における有効求人倍率が改善傾向にある一方で、各業種における人手不足の状況が続いており、雇用のミスマッチが生じていることから、良質で安定的な正社員雇用の創出・定着を図るため、若年者や女性、高齢者など多様な人材の就業に向け、円滑かつ安定的な人材確保につながる取組を実施する。

3 業務の内容**(1) 企業訪問・見学会及び個別相談会の開催**

求職者と企業のミスマッチを解消するため、求職者による企業訪問・見学会を実施するとともに、希望者に対し、個別相談を実施する。

・実施地域：3地域（北見、網走、紋別の各ハローワーク管内で各1回）

・対象企業：人手不足産業分野の中小企業

農・林業、建設業、製造業(水産加工業)、運輸業・郵便業、卸売・小売業 等

※「日本標準産業分類」の大分類

・実施形態：対面開催

(2) 報告書の作成

上記（1）の業務に係る成果報告書を作成する。

（提出部数）

・紙媒体（A4判）：10部

・電子データ（CD-ROM若しくはDVD-ROM）：正副2枚

企画提案にあたっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により、実施が困難となった場合の代案を含めてください。なお、代案についても、企画提案指示事項に沿った内容とする必要があります。

また、本事業は、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められることに留意してください。

4 提案に当たっての留意事項及び提案事項**(1) 留意事項**

ア 本事業で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこととしてください。

イ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合があります。

(2) 提案事項**（全体）**

ア オホーツク地域の雇用情勢や地域企業の人材確保の状況や課題等を踏まえ、本事業の基本コンセプトを提案してください。

イ 事業の全体像について、各業務の位置づけや業務の流れなどが分かるよう、概念図などを用い、簡潔かつ分かりやすく提案してください。

ウ 具体的かつ実現可能な業務処理スケジュールを提案してください。

（企業訪問・見学会及び個別相談会）

オ 実施内容や運営方法、開催地域を具体的に提案してください。

カ 企業訪問・見学会に参加する求職者や企業の確保方法を具体的に提案してください。

キ 企業訪問・見学会当日の全体スケジュールを提案してください。

ク 実施に当たり、目標とする参加企業数を十分見込める効果的かつ実現可能な告知内容を提案してください。

5 成果目標

- (1) アウトプット：事業に参加する企業数 9社
事業に参加する若年者や女性、高齢者等の求職者数 延べ30人
- (2) アウトカム：良質な雇用による正社員就職者等 2人以上

※良質な雇用による正社員就職者等

本事業による支援を受けたことにより新たに雇用された又は処遇改善が図られた者の数とします。具体的には、次のアのいずれかに該当する者であって、本事業による支援の結果、次のイの良質な雇用の基準を新たに満たすこととなった者の数とします。

ただし、支援開始後に事業主都合による解雇等を行った事業主に雇用された者の数は除くものとします。

また、複数の支援を受けた対象者に係るアウトカムの重複は認めないものとします。

ア アウトカムの対象となる者

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 支援を受けた事業主に正社員(次のaからdまでのいずれも満たす者に限る。以下同じ。)として雇用された者(正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。)

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に定める「派遣労働者」をいう。以下同じ。)として雇用されている者でないこと。

c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること(労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること)。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者については含むものとする。

(a) 短時間正社員(正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ1週間の所定労働時間が短い者をいう。)

(b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律76号)第23条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

(c) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第36条の2から第36条の4に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

(d) 労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「基準法」という。)第32条の3に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇級や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇(正社員待遇)が適用されている労働者であること。

(イ) 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者((ア)に定める正社員でない者のうち、次のaからeまでのいずれも満たす者をいう。以下同じ。)として雇用された者

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

c 週所定労働時間が20時間以上の労働者であること。

d 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。

e 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。

(ウ) 支援を受けた求職者のうち正社員として雇用された者

(エ) 支援を受けた求職者のうち非正規雇用労働者として雇用された者

(オ) 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規雇用労働者であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者(当該処遇改善の前に次のイの良質な雇用の基準を満たしていない者に限る)

イ 良質な雇用の基準

(ア) 正社員の場合

次のa及びbを満たすことをいう。なお、以下の「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいい、賞与は含まないものとする。

a 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が202,500円以上であること。

b 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

(イ) 非正規雇用労働者の場合

次のa及びbを満たすことをいう。

a 就労期間において支払われた所定内給与額の1ヶ月当たりの平均額が次に掲げる計算式により算出された額を上回っていること。

$202,500円 \times (当該非正規雇用労働者の週所定労働時間 / 同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間)$

b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。

$20時間 \times (当該非正規雇用労働者の週所定労働時間 / 同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間)$

6 企画提案者の参加資格要件

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有する者をその構成員に含むものであること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断します。

(1) 企画提案者の適格性（20点）

- ア 提案者の事業内容及び実績から見て受託能力があるか。
- イ 雇用の現状・課題に関して、相当程度の知識と認識があるか。
- ウ 事業を円滑かつ確実に実施するための資源、特性、ノウハウなどを持っているか。
- エ 事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。

(2) 企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性（80点）

- ア 事業の目的・背景を十分に理解し、明確なコンセプトのもとに各業務の提案がなされているか。
- イ 事業の全体像について、各業務の位置づけや業務の流れなどが分かるよう、概念図などを用い、簡潔かつ分かりやすい提案となっているか。
- ウ 企業訪問・見学会及び個別相談会の開催内容や運営方法は、効果が期待できる内容であるか。
- エ 企業訪問・見学会に参加する求職者や企業の確保方法は、実現可能な内容であるか。
- オ 成果目標は実現可能な内容となっているか。
- カ 具体的かつ実現可能な業務処理スケジュールとなっているか。
- キ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、事業実施が困難となった場合の代案があるか。

8 委託期間

契約締結の日から令和6年(2024年)2月29日まで

9 予算上限額

2,350千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の一部中止や業務内容を変更する場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

10 人件費等

原則として、委託経費の50%以上を人件費(給与、謝金等)に充てるものとする。

11 選定業者数

1者を選定します。

12 参加表明書の提出

別紙1-1の「参加表明書」を令和5年(2023年)8月1日付け公告に定める日までに提出してください。

なお、参加表明書提出後に参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加

表明書の提出は無効となります。また、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 参加を表明する者が法人の場合は商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村が発行する身分証明書及び住民票
- (2) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記(1)の書類及びコンソーシアム協定書(別紙1-2)の写し
- (3) 道税について、滞納がないことを証する納税証明書並びに地方消費税の納税証明書
- (4) 暴力団員又は暴力団関係事業者ではないこと及び今後、これらの者にならないことを確認する別紙1-3「誓約書」
- (5) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類(届出義務がない者については、社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式))
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出※「届出義務を履行している事実を証する書類」の例
 - ・届出書のほか、標準報酬決定通知書、概算・確定保険料申請書、資格取得確認通知書、納入告知書、領収書等(すべて写し)

13 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、別紙2「オホーツク地域人材確保推進事業委託業務企画提案書」を提出してください。

14 企画提案書の作成方法

- (1) 別紙2「企画提案書」を1ページ目とし、次ページに目次をつけ、以降、企画提案の内容とし、最後に別紙3「事業予算積算書」としてください。

なお、別紙2の「主な業務経歴」欄には国又は地方公共団体と契約を締結し、確実に履行した雇用対策に係る主な実績を記載してください。また、「業務処理体制」欄には、本業務に関わる方すべてについて、必要な事項を記載してください。
- (2) 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格A4判とし、別紙2を除き片面30枚以内としてください。
- (3) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- (4) 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。
- (5) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (6) 提出部数は6部です。

なお、第1ページ目の社名は1部にのみ記入し、残り5部には記入しないでください。
- (7) 提案内容は、全て企画提案書に記載してください。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しません。また、提出された企画提案書は返却しません。
- (8) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

15 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知します。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めません。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

16 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものと見なします。
- (4) 提出された参加表明書又は企画提案書等提出書類は、委託事業者の選定のためのみに使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請

求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

- (5) 採択決定後、提出いただいた提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要(図・写真を含む)、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用についてはあらかじめ提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。